

# 甲府市における森林環境譲与税の 活用についての基本的な考え方

甲 府 市  
令和4年3月

## 1 はじめに

本市の森林面積は13,656ヘクタールで、総面積21,247ヘクタールのうち64%を占め、このうち国有林は1,170ヘクタール、県有林は4,335ヘクタール、市有林は2,868ヘクタール、民有林は5,284ヘクタールとなっている。

民有林については、人工林率が約45%と民有林面積の約半数を占めており、利用可能な林齢に達している人工林も多くある。

本市では、森林が有する公益的機能の持続的な発揮に向け、これまで国及び県の補助事業の活用や県が実施する森林整備事業への協力等により森林整備を進めてきた。

しかし、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、担い手不足、相続等による境界不明森林の増加などにより、適切な整備が行われない森林の増加が懸念されている。

一方、地球環境や社会・経済の持続性への危機意識を背景として、持続可能な開発目標（SDGs）への関心が高まりをみせており、森林・林業に関わる活動に注目が集まっている。

こうしたことから、本市では、森林環境譲与税を活用した森林整備及びその促進につながる事業について、以下の活用用途別の基本的な考え方により、統一的な視点のもと、効果的かつ円滑な事業執行に努めていく。

## 2 活用用途別の基本的な考え方

### （1）森林整備

本市の民有林においては、森林経営計画を作成し、整備を進めている森林が約1割と全国平均の3割より低く、計画的な森林整備が進んでいない状況にある。

このため、適切な森林整備が行われていない森林の所有者に対して、森林経営計画への参画を推進するとともに、既存の補助事業等に加え、森林環境譲与税を活用した計画的かつ効率的な森林整備を推進し、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、基盤整備や先進技術の導入を含めた取組を進めていく。

また、本市北部に位置する奥御岳市有林については、その全てが水源かん養保安林に指定されており、本市の貴重な水道水源地として、市民との協働による水源環境の保全を図っている。

この取り組みを一層推進していくため、甲府市緑化推進会議や甲府市上下水道局と連携し、水源環境の保全に向けた取組を進めていく。

### （2）担い手の育成及び確保

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、山梨県より認定を受けている認定林業事業体のうち、本市の入札参加資格を有する事業体は2事業体（令和4年3月時点）となっている。

また、国勢調査の結果によると、本市在住の林業従事者数は減少傾向にあり、今後も労働者の高齢化や人口の減少により、新規就労者の確保が難しい状況が見込まれる。

このため、関係機関と連携を図りながら、新規就労者の確保や労働環境の改善など、林業従事者の安定的な確保に向けた取組を進めていく。

また、森林環境譲与税を活用した事業については、行政が主体となって実施していく必要があることから、本市職員の必要な人材確保や専門的な知識・技術の習得に取り組んでいく。

### (3) 木材利用

本市の人工林資源の多くは利用期を迎えており、木材の利用を促進していく必要があるが、県産材の利用割合の約8割が付加価値の低い木材チップ用材であり、付加価値の高い製材用材としての利用は約1割にとどまっているため、木材の経済的価値が低い状況にある。

このことから、公共建築物や多くの市民が利用する民間施設の木質化・木造化等、付加価値の高い木材の利用促進に取り組んでいく。

また、甲府市地球温暖化対策実行計画において、バイオマスエネルギーの活用を推進し、持続可能な社会の実現を目指していることや、木質バイオマスをエネルギー源等として利用することにより、木材、特に木材チップ用材の恒常的な需要を生み出し、未利用間伐材や製材残材等を含む地域の森林資源の有効活用が図られることから、2050（R32）年の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、森林資源の積極的な活用を推進していく。

### (4) 普及啓発

森林は、地球温暖化防止や山地災害の防止、水源かん養など、多くの公益的機能を持ち、この機能を持続的に発揮するためには、適切な森林整備の実施や森林資源の循環が必要である。

このことから、森林の果たす役割や森林整備・木材利用の必要性等についての理解を図ることを目的とした森林環境教育の実施や、木材との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学んでもらう「木育」を推進していく。

### (5) その他森林整備の促進に関する施策

森林環境譲与税は、山林を有さない自治体に対しても譲与され、木材利用の促進や普及啓発等に充てることとされており、山林を有しない都市部の自治体の多くは、豊かな森林資源を有する自治体と連携し、カーボンオフセットや森林環境教育を行っている。

また、本市では、周辺自治体との連携による様々な課題の解決を図るため、連携中枢都市圏の形成を目指していることから、森林環境税を活用した都市部や周辺自治体との連携を進め、森林整備の財源確保や交流人口の増加、事業の効率化等を図っていく。